



平成 29 年度 就学支援金・授業料減免制度

私立高校には、国や県の減免制度があります。

① 「就学支援金制度」とは？

国公立問わず、高校等の授業料の支援として、「市町村民税所得割額」が 304,200 円（年収 910 万円程度）未満の世帯に、国から「就学支援金」が支給されます。なお、上記金額以上の世帯では就学支援金制度の対象外となります。

② 私立高校では、保護者の所得による就学支援金の加算が、これまで以上に拡充されました。

- ・ 想定年収 250 万円未満程度で月額 24,750 円支給
- ・ 想定年収 350 万円未満程度で月額 19,800 円支給
- ・ 想定年収 590 万円未満程度で月額 14,850 円支給
- ・ 想定年収 910 万円未満程度で月額 9,900 円支給

※公立高校では、想定年収 910 万円未満は一律 9,900 円の支給となります。

③ 授業料の負担軽減には、「就学支援金制度」に加え、「授業料減免制度」もあります。

国の「就学支援金制度」に加え、県の「授業料減免制度」があります。（いずれも対象は授業料に限られています。）

想定年収 350 万円未満程度の世帯は、就学支援金制度に加え、授業料減免制度も併せて適用され、月額 11,650 円または 16,600 円が授業料から軽減されます。

また、想定年収 350 万円以上の世帯でも、児童扶養手当、就学援助等を受けている世帯には、授業料減免制度が適用され、月額 18,000 円（授業料上限）が軽減されます。

④ 全ての手続きは、高校入学後、通学する高等学校で行います。

就学支援金制度と
授業料減免制度による
御殿場西高校の授業料は？



年収 250 万円未満程度

	月額	年額
御殿場西高校授業料	36,400 円	436,800 円
就学支援金支給額	24,750 円	297,000 円
授業料減免支給額	11,650 円	139,800 円
実 質 納 付 額	0 円	0 円

年収 590 万円未満程度

	月額	年額
御殿場西高校授業料	36,400 円	436,800 円
就学支援金支給額	14,850 円	178,200 円
授業料減免支給額	0 円	0 円
実 質 納 付 額	21,550 円	258,600 円

年収 350 万円未満程度

	月額	年額
御殿場西高校授業料	36,400 円	436,800 円
就学支援金支給額	19,800 円	237,600 円
授業料減免支給額	16,600 円	199,200 円
実 質 納 付 額	0 円	0 円

年収 910 万円未満程度

	月額	年額
御殿場西高校授業料	36,400 円	436,800 円
就学支援金支給額	9,900 円	118,800 円
授業料減免支給額	0 円	0 円
実 質 納 付 額	26,500 円	318,000 円

※想定年収は目安で、具体的な判定は市町村民税の所得割額（両親の合算）で行われます。
この金額は授業料のみの金額となります。（諸経費等は除く）

国の「就学支援金制度」 Q&A

Q1 支給の方法は？

就学支援金は、学校に支給（代理受給）されます。したがって、保護者は授業料を一度納付していただき、給付が決定した後に学校から還付を受けることになります。

Q2 手続きはどうするの？

高等学校が全て窓口になって手続きに必要なものを案内します。その際に、所得課税証明書等が必要になります。

Q3 申請手続きの時期は？

新入生は4月と6月、在校生は毎年6月に手続きが必要になります。

Q4 支給される期間はいつまで？

全日制は入学後、36ヶ月が上限です。

Q5 所得確認はどのような手続きが必要なの？

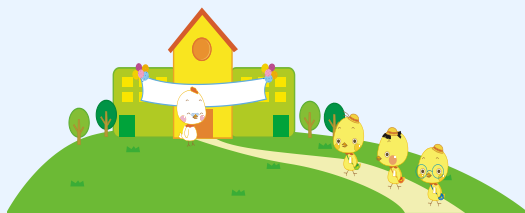
所得は、世帯構成を考慮した基準である「市町村民税所得割額」により判定します。年収はあくまで目安であり、具体的な基準ではありません。所得確認のため、所得課税証明書等の提出が必要となります。なお、生活保護世帯は、生活保護受給証明書で確認します。

Q6 奨学金の貸与等を受けている場合は？

保護者の市町村民税所得割額の要件を満たしていれば、奨学金の額にかかわらず支給されます。

Q7 特待生の場合は？

特待生でも申請をお願いします。なお、授業料の支払いがある生徒については、その額を限度として支援金が支給されます。



お気軽にお問い合わせ下さい

御殿場西高等学校 ☎ 0550-89-2466

県の「授業料減免制度」 Q&A

Q1 誰が対象なの？

就学支援金の想定年収 350 万円未満程度の世帯、児童扶養手当を受けている世帯、国民年金の納付を免除されている世帯などに適用されます。詳しくは高等学校から案内があります。

Q2 申請手続きの時期は？

毎年、夏から秋にかけて手続きが必要になります。

Q3 申請にはどのような書類が必要なの？

確認のための提出書類として、「Q1」に該当することを証明する書類（児童扶養手当受給者証（写）等）と、住民票が必要となります。

Q4 家計急変があった場合はどうなるの？

失業・倒産等による家計急変の場合でも対応可能な場合があります。学校へご相談ください。